

# トクちゃん新聞

## 12月号

23日(祝)26日(土)を  
出勤として、27日~4日  
まで休暇です!



平成21年12月2日  
徳野会計事務所

〒530-0041  
大阪市北区天神橋2-3-8  
MF南森町ビル3階  
TEL:06-6809-2205  
FAX:06-6809-2206  
URL: http://www.ft-tax.com/  
mail:info@ft-tax.com

### よりひと言

●年始の目標  
今年もいよいよ残り1ヶ月。年始にたてた目標ですが、プライベートはまずまず消化し、仕事については出来たものもありますが、全体としてはあまり達成できていない、というところです。また、来年に向けて練り直します。みなさんはいかがでしょうか。

●移転後まる1年  
東大阪から南森町へ移転してから、おかげさまでちょうど1年となりました。移転に際しては迷いに迷いましたが、思い切って決断してよかったと思っています。従来、車で移動しないと不便だと思っていたお客様のところも、南森町から電車で移動すると、案外短時間で到着しまして、結局不便だったのは、東大阪の事務所に原因があったということを実感しています。私にとっては、7年ぶりの「通勤」でしたが、移動途中に新聞や本を読めたり、頭の切り替えが出来たりと、かえってよかった部分が多いです。

何より、**人が立ち寄りやすい**というのが、一番のメリットでした。異業種交流会等で知り合った方が、翌日「近くを通ったので」とフラッと事務所に寄ってくださったり、金融関係の方の訪問が多くなったりと、いろいろな情報を入手しやすい環境となりました。  
**まだお越しになられていない方は、ぜひ、お越しください!**



### ◆税務情報

#### 同業者団体の入会金とゴルフクラブの入会金について

同業者団体に支払った入会金及びゴルフクラブの会員権の税務上の取り扱いはこちらのとおりです。



担当: 伊藤

|     | 同業者団体入会金     |                                       | ゴルフ会員権       |   |
|-----|--------------|---------------------------------------|--------------|---|
|     | 売買可能、返還あり    | 売買不可、返還なし                             | 法人会員         | 個人会員  |
| 法人税 | 資産計上<br>償却不可 | 資産計上<br>5年償却<br>ただし、20万円未満なら<br>費用処理可 | 資産計上<br>償却不可 | 原則、名義人への賞与  |
| 消費税 | 対象外          |                                       | 会員権業者から購入    | 運営会社から直接取得<br>出資金、預託金部分<br>→対象外<br>返還されない入会金<br>→課税 |

### ◆決算書の見方 PARTⅡ

担当: 杉山

損益計算書において**固定費は経営者の意思一つでコントロール出来ます**。固定費は売上高の増減に関係なく発生する費用であり、管理で着目しなければならないことは**限界利益と固定費の伸び率**です。適正な利益を確保するためには固定費の伸びを限界利益の伸びの範囲内に収めなければいけません。固定費の中で大きなウエイトを占めるのが人件費です。自社の労働分配率の推移を確認していただく。又同業他社と自社の**労働分配率と一人当たり人件費**を比較してください。業績改善のための固定費削減は短期的に人員削減や給与・賞与のカット、社会保険料の削減、アウトソーシングに結びつきがちですが中小企業にとって**人材は重要な経営資源**です。この限られた経営資源を使って、売上・限界利益を確保する方法や、戦略を考え実行に移すことこそが経営者の仕事ではないでしょうか!

中小企業には、大企業が失ってしまった終身雇用や家族的な絆で結ばれている経営が残されています。又、役員報酬をカットする方法もありますが会社の代表者は借入金の連帯保証を含めた従業員にはない責任を負わなければなりません。最悪のケースに備えて**代表者個人の蓄財も必要**です。いざとなったら銀行はお金を貸してくれませんが、社長が本来取るべき報酬をとらずに会社の収支を合わせても、活力ある会社の本来の姿とは言えないのではないでしょうか? 全社員でより多くの給与を取ろうというハングリー精神も会社の業績アップには欠かせない要因の一つです。

【労働分配率とは】労働分配率(%) = 人件費 ÷ 付加価値(限界利益) × 100  
労働分配率とは、付加価値に対しての人件費の割合を示す指標であり、会社が新たに生み出した価値のうちどれだけ人件費に分配されたかを示す指標です。  
★貴社の業界の労働分配率、一人当たり人件費をお知りになりたい方は当社の担当者にお申し付けください。  
**TKCのBAST速報版にて最新情報をお届けします。**

### ◆税務スケジュール(12月)

**12月10日(木)**  
・11月分 源泉所得税の納付  
・11月分 住民税の納付(特別徴収)  
・6~11月分 住民税の納付(納期の特例)  
**12月25日(金)**  
・固定資産税 第3期分納付(大阪市)  
※市町村により納期限が異なります。  
念のために管轄の自治体へご確認ください。

**1月4日(月)**  
・10月決算法人 確定申告  
・4月決算法人 中間(予定)申告  
・11月分社会保険料

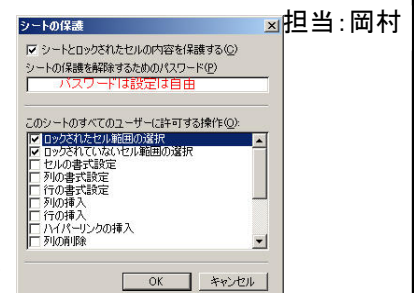
★年末調整資料送付を11月30日(月)までお願いしております。まだお手元にある場合は至急送付願います。  
★確定申告資料(その1)送付期限は12月15日(火)です。お願いいたします!

担当: 岡村

### ◆エクセル(技) 計算式を非表示にする

- (1)計算式を見せたくないセルをドラッグして選択
- (2)右クリックの中の「セルの書式設定」を選択
- (3)「保護」タブの中の「表示しない」にチェックを入れ、「OK」をクリック
- (4)「ツール」→「保護」→「シートの保護」を選択
- (5)パスワードを入力して「OK」をクリック

以上の設定で、計算式を非表示にすることが出来ます。(右図は(4)で選択する「シートの保護」の画面です。)この「シート保護」を利用して、セルごとに入力・訂正できないように設定することも可能です



担当: 岡村

### ◆事業仕分けとコストカット

担当: 徳野

連日、何かと話題となっていました、民主党の「事業仕分け」で、対象になった事業のひとつに、私も少しだけ関わりがありました。JICA(国際協力機構)の活動です。

JICAのいろいろな活動の中に東ヨーロッパの旧共産圏の国々からエリート役人(日本でいえば「財務省」「経済産業省」の官僚の方々)を1ヶ月ほど受け入れて、中小企業活性化のいろいろな政策を学んでもらう、というものがあります。国際貢献のため、日本が費用負担をして実施している研修です。ここ5年ほど、私も税制の部分を通訳付きで解説させていただいています。

研修生をお世話する**スタッフの方々**は、**みなさん聡明で真面目**です。ただ、その研修を行う研修センターはやはり必要以上に豪華に感じていました。**受け付けはホテルのフロントのようだし、テニスコートも何面かありますし、本当に研修施設なのか?**と感じていました。また、天下り職員の給与が高水準とのこと。これはまったく知る機会もなかったですが。



他の事業にも共通することですが、事業そのものは、ほとんどの事業にきつとしっかりした意義があるんだと思います。ただ、そこに、天下りさせ、その人たちの給与を賄うために「中抜き」して、結局必要なお金が必要としている事業そのものに届くまでに目減りしてしまっているのではないでしょうか。郵政人事などは、天下り批判との整合性がとれていないし、鳩山さんも浮世離れしている感もあるし、民主政権が本当に国民の期待にこたえてくれるのかどうか疑問も多いですが、この事業仕分けについては、よかったと思います。

**みなさんの会社には、「仕分け」するべき活動や作業はないでしょうか?**コストカットのためには、作業そのものをやめてしまわないと、有効なものとはなりません。担当者まかせにしているのは、仕分けできません。**トップダウンで作業そのものの必要性を検討**してはいかがでしょうか。

### ◆スタッフより

担当: 赤松

もう師走。まさしく光陰矢の如し。ひと月足らずであらたまの年を迎えますが、私はこのところ、毎日を年明けのような新鮮な気持ちで過ごしています。今住んでいる部屋から見える朝日はとても美しいのです。曙色に染まり始めた空にうろこ雲が浮かんでいる情景にもうっとりため息がでますが、少しずつ辺りを包み込む大きく暖かい光がさしこみ、突然ぱつぱつと輝く様子はまるで都会のご来光。毎朝太陽が昇り、また新しい一日が始まる。"The Sun Also Rises"(「日はまた昇る」by Hemingway)これって当たり前のことのようになんと素晴らしいことなのかと改めて感動します。魂が綺麗になっていくような、生かされているなと思う瞬間。思わず太陽に向かって手を合わせます。それと共に生きとし生けるもの全てへの感謝の思いが溢れてきます。30歳くらいで人は生きる使命に気づき始めるそうです。残念ながら私はまだ掴めていませんが、仕事しているときも勉強しているときも家でのほっこりした時間も魂が喜んでることを感じる毎日がとても愛おしく幸せだなあと感じるそんな今日この頃なのです。



### ◆要介護認定を受けている方の障害者控除

担当: 赤松

障害者控除: 所得者本人又は控除対象配偶者・扶養親族が障害者に該当する場合に受けられる  
□控除額 ●所得税: 障害者: 27万 特別障害者40万  
●住民税: 障害者: 26万 特別障害者30万  
□障害者控除対象者  
1. 障害者手帳をお持ちの方→障害者手帳があれば申請不要  
2. 65歳以上で、要介護認定を受けているもしくは、要介護認定1~5に準ずる方で、下記の申請書を市役所に提出し、その申請が認められた方

|      |   |
|------|---|
| 申請者  | 障害者控除対象者本人もしくは親族で、確定申告で控除を受ける人              |
| 提出書類 | 障害者控除対象者認定申請書                               |
| 申請日  | 申請年度の12月31日(死亡した場合その死亡日)時点での状態で申請するため、年明け以降 |
| 提出先  | 住居のある市区町村役場の担当課 例: 介護福祉課(市区町村により呼称が異なる)     |

●要介護認定の資料(要介護認定を受けていない場合は面接や聞き取り調査による)に基づいて審査があり、該当者に交付された認定書を確定申告書に添付する必要があります。  
●詳しくは各市区町村役場窓口にご相談ください。